

平成26年度期末監査報告書

平成27年6月18日

文部科学大臣
下村 博文 殿

国立大学法人京都工芸繊維大学

監事 竹 葉 剛

監事 吉田 多見男

監事竹葉剛および吉田多見男は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表即ち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに決算報告書及び事業報告書について書面監査を行い、また、役員会、教育研究評議会、経営協議会等国立大学法人京都工芸繊維大学における重要な会議に出席し、情報収集あるいは意見交換等並びに各業務の担当者等への聞き取りにより全学的な監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 業務の監査結果

法人の中期目標・中期計画達成に向けた平成26年度計画は、項目並びに部署ごとに進捗状況に多少の差異はあるものの、計画通り順調に遂行され、一部には当初計画以上の成果もみられる。これらの結果は、法人並びに教職員一体となった業務運営により、中期目標・中期計画が効果的かつ効率的に実施されている事の証拠と思われる。

また、役職員等に不正行為や関係法令および規則等に違反する事項もなく、業務は、適正に遂行されたものと認められる。これは、業務が法令、規則等に適合する事を確保するための体制が保たれている事を意味するものである。

2. 会計の監査結果

会計監査人による監査報告を踏まえて報告する。

- (1) 予算の執行、資金の運用、金銭の出納管理、契約等に不整の点は認められず、適正に遂行されたものと認める。
- (2) 法人に準用される独立行政法人通則法第38条に定める財務諸表に不整の点はなく、法人の財務関連状況を適正に示しているものと認める。
- (3) 同じく決算報告書及び事業報告書についても不整はなく、法人の決算及び業務運営の状況を適正に示しているものと認める。